

博多港 臨港地区内の行為の届出

福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課

臨港地区内の行為の届出

博多港の臨港地区内において、施設を建設・改良するなどの一定の行為をしようとするときは、港湾法第 38 条の 2 の規定に基づいて、港湾管理者（福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課 以下「港湾管理課」という）に届け出なければなりません。これは、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある行為を規制し、港湾における環境の保全、安全の確保、機能の維持を図ることを目的とするものです。

届出が必要な行為	届出書	添付書類（(1)～(4)共通）
(1) 水域施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良	様式第 1 号	① 施設の工事設計書 ② 施設位置及び付近の状況を表示した縮尺 1 万分の 1 以上の図面 ③ 施設の規模、配置及び構造を表示した縮尺 1 万分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図 ④ その他参考となるべき事項を記載した書類
(2) 工場又は事業場の敷地内の廃棄物処理施設（もっぱらその工場又は事業場において発生する廃棄物を処理するためのもの）以外の廃棄物処理施設の建設又は改良	様式第 1 号	
(3) 工場又は事業場で、1 団地内における作業場の床面積の合計が 2,500 m ² 以上、又は工場若しくは事業場の敷地面積が 5,000 m ² 以上であるものの新設又は増設	様式第 2 号及び別紙 1, 2	
(4) 爆発物その他の危険物取扱施設、揚水施設の建設又は改良	様式第 1 号	

届出の期限 工事開始日の 60 日前まで

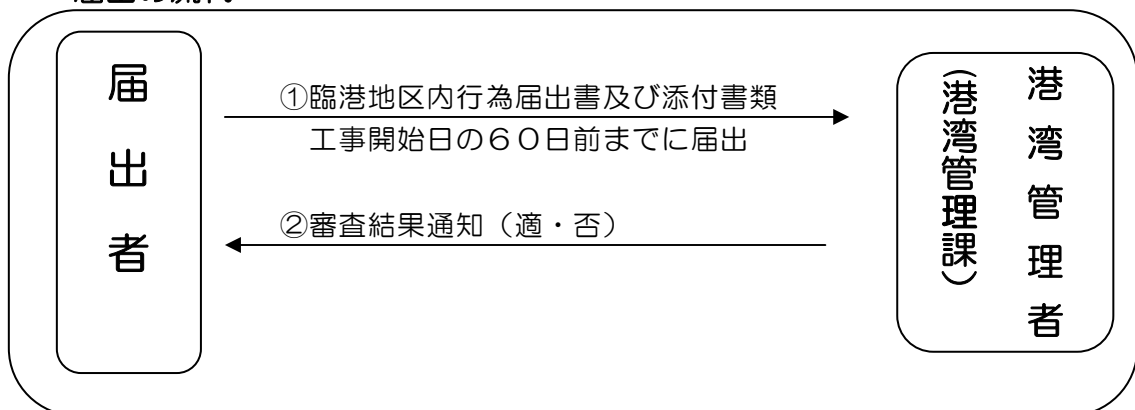
審査終了後、審査結果（適・否）を届出者に通知します。

届出に係る行為が、次の基準に適合しないと認められるときは、計画の変更その他の必要な措置をとっていただくことがあります。

〈審査の基準〉

- 1 新設又は増設される工場等の事業活動に伴って搬入又は搬出することとなる貨物の輸送計画が博多港の港湾施設の能力又は港湾計画に照らして適切であること。
- 2 新設又は増設される工場等の事業活動によって発生する廃棄物のうち、博多港の港湾区域又は臨港地区内において処理されることとなるものの量又は種類が港湾計画により定められた廃棄物の処理計画に照らして適切であること。
- 3 港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。
- 4 その他港湾の利用及び保全に著しく支障を与えるおそれがないこと。

届出の流れ



《変更の届出》

届出た事項を変更しようとするときは、変更に係る工事の開始の60日前までに第3号様式を港湾管理者（港湾管理課）に提出してください。
変更の届出が必要な場合は、事前に港湾管理課にご相談ください。

記入例

様式第1号

臨港地区内行為届出書

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

(あて先) 博多港港湾管理者 福岡市

代表者 福岡市長 高島 宗一郎

(届出者) 〇〇市〇〇区△丁目△番△号

株式会社〇〇

代表取締役〇 〇 〇 〇 印

港湾法第 38 条の 2 第 1 項の規定により、同項 第 2 号 の施設の 建設 について、次のとおり届け出ます。

1 施設の位置、種類、規模及び構造

(1) 位 置 福岡市〇〇区△丁目△番△、△番△

宅地 □□□. □ m^2

(2) 種 類 廃棄物処理施設

(3) 規 模

※ 形状や能力を明記すること。

(4) 構 造

2 施設の使用の計画

※ いつ〔時間〕、どこで〔場所〕、誰が〔主体〕、なぜ〔原因〕、何を(が)〔客体〕、どのように〔状態・方法〕を明記すること。

3 施設の 建設 の工事の開始及び完了の予定期日

(1) 工事の開始 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

(2) 工事の完了 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

4 その他参考事項

(1) 届出者等に関すること

ア 届出者 (株〇〇)

a 業 種 851 一般廃棄物処理業、852 産業廃棄物処理業

b 従業員数 △人 (予定)

〇〇部〇〇センター (仮称) △人

〇〇部〇〇課 △人

(2) 施設全体に関すること

ア 所在地 〇〇市〇〇区△丁目△番△号

イ 敷地面積 〇〇〇. 〇〇 m^2

ウ 建物面積 △△△ m^2 (床面積の合計)

廃棄物処理施設 鉄骨造 2 階建

□□□ m^2

事務所棟 鉄骨造平家建

□□ m^2

(建物ごと、既設、増設ごとの床面積の内訳を明記すること。)

(3) その他

5 添付書類

- (1) 施設の工事設計書
- (2) 施設の位置、付近の状況を表示した図面
- (3) 施設の規模、配置及び構造を表示した平面図、立面図、断面図、構造図
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書類

※ 届出書その他書類の大きさは、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とする。

臨港地区内行為届出書（工場・事業場用）

令和〇年〇月〇日

（あて先）博多港港湾管理者 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎 様

（届出人） 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

港湾法第 38 条の 2 第 1 項の規定により（事業場）の（新設）について、次のとおり届け出ます。

1 （事業場）の位置、種類及び敷地面積並びに建物延床面積等

- (1) 位 置 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇
- (2) 種 類 (産業分類表における小分類の記載) 471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
- (3) 敷地面積 〇〇〇〇. 〇〇㎡
- (4) 建物延床面積 〇〇〇〇. 〇〇㎡
- (内訳) 倉庫・事務所・駐車場・・・鉄骨造〇階建て 〇〇〇〇. 〇〇㎡
- 駐輪場・・・鉄骨造平屋建て 〇〇. 〇〇㎡
- (5) 従業員数
- 〇〇名（※複数の会社などで、多くなる場合は「別記のとおり」として別記することも可能）
- (6) 収容能力 (主要取扱品目換算)
- 冷凍庫〇〇㎡, 冷蔵庫〇〇㎡, 常温保管庫〇〇㎡

2 （事業場）の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

別紙 1 のとおり

3 （事業場）の事業活動に伴い生じることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

別紙 2 のとおり

4 {事業場
工場} の {新設
増設} 工事の開始及び完了の予定期日

(1) 工事の開始 平成 ○年○月○日

(2) 工事の完了 平成 ○年○月○日

5 {事業場
工場} に係る事業開始予定期日

事業開始 平成 ○年○月○日

6 添付書類

- (1) 施設の工事設計書
- (2) 施設の位置、付近の状況を表示した図面
- (3) 施設の規模、配置並びに構造を表示した平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書類

※ 届出書その他書類の大きさは、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とする。

<※別記>

- ・社員：○○(株)○○部・○○支店（事務○名・営業○名）、○○物流センター ○名
 - ・倉庫使用社員：(株)○○運輸 ○名
 - ・倉庫内パート：(株)○○運輸 ○名
 - ・配送員：○○運輸(株) ○名
 - ・配送パート：○○運輸(株) ○名
- （※従業員が多い場合は、駐車場の確保計画を記して下さい）

<記入例>

総数○○名であるが、うち配送員は運送会社からの運送車両で出入りするもので、自家用車通勤の対象外である。よって自家用車通勤者は最大○○名である。

通勤用駐車場は○○台分確保し、来客用駐車場○台確保する予定であり、路上駐車が無いように駐車場を構内に整備する計画である。

様式第2号（別紙1）

1 搬入することとなる貨物等

（単位：t/年）

貨物等の種類	港湾を利用する貨物等		港湾を利用しない貨物等		貨物量の 概 計
	概計	輸送計画	概計	輸送計画	
生鮮食品	20,000	外航船	60,000	トラック	60,000
一般加工食品			40,000	トラック	60,000
飲料品			80,000	トラック	80,000
合計	20,000		180,000		200,000

貨物等の輸送に関する計画

(1) 貨物の搬入先

ア 海上輸送

<搬入する地域及び会社名>

(株)〇〇屋（本社：東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号）を通じて中国〇〇省〇〇港から〇〇を
冷凍コンテナにて搬入。

イ 陸上輸送

<搬入する地域及び会社名>

〇〇市：(株)〇〇、〇〇(株)、〇〇(株)、(株)〇〇、(株)〇〇、(株)〇〇、〇〇(株)、〇〇(株)

〇〇町：(株)〇〇、〇〇(株)、〇〇(株)

〇〇県〇〇市：(株)〇〇、(株)〇〇

〇〇県〇〇町：〇〇(株)

(2) 輸送機関の種類及び積載能力等（海上輸送のコンテナターミナルから事業場までの搬入を含む）

ア 〇t トラック（平均積載量〇.〇t）×〇台/日×〇日/年＝〇〇t/年…①

イ 〇t トラック（平均積載量〇.〇t）×〇台/日×〇日/年＝〇〇t/年…②

ウ 〇t トラック（平均積載量〇.〇t）×〇台/日×〇日/年＝〇〇t/年…③

エ 〇t トラック（平均積載量〇.〇t）×〇台/日×〇日/年＝〇〇t/年…④

①+②+③+④＝200,000t/年（最上段の表の「貨物量の概計」と一致する必要があります）

（※出入する車両の台数が多い場合は、構内の駐車スペースについて別記して下さい）

(3) 利用港湾施設等

博多港（アイランドシティ・コンテナターミナル）で荷下ろし後、トラックで搬入。

・荷役日数 外航船 1日/隻

（※臨港道路との出入口のための工事が必要な場合は、その内容を別記して下さい）

(4) 保有車両台数

ア 〇t トラック 〇〇台

イ 〇t トラック 〇〇台

2 搬出することとなる貨物等

(単位：台・t/年)

貨物等の種類	港湾を利用する貨物等		港湾を利用しない貨物等		貨物量の概 計
	概計	輸送計画	概計	輸送計画	
生鮮食品			60,000	トラック	60,000
一般加工食品			60,000	トラック	60,000
飲料品			80,000	トラック	80,000
合計			200,000		200,000

貨物等の輸送に関する計画

(1) 貨物の搬出先

ア 海上輸送・・・無し

イ 陸上輸送

・(株)〇〇のチェーン店舗

配送地域：福岡市全般、糸島市、福津市、古賀市、新宮町、粕屋町、志免町

久山町、篠栗町、大野城市、春日市、那珂川町、太宰府市、宇美町、須恵町

筑紫野市、飯塚市

大分県日田市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県基山町

・(株)〇〇のチェーン店舗向け配送センター

配送地域：九州全域、山口県、広島県、岡山県、神奈川県

(2) 輸送機関の種類及び積載能力等

ア 〇t トラック（平均積載量〇.〇t）×〇台/日×〇日/月÷〇〇t/年…①

イ 〇t トラック（平均積載量〇.〇t）×〇台/日×〇日/月÷〇〇t/年…②

ウ 〇t トラック（平均積載量〇.〇t）×〇台/日×〇日/月÷〇〇t/年…③

①+②+③=200,000t/年（最上段の表の「貨物量の概計」と一致する必要があります）

(3) 利用港湾施設等

無し

3 貨物の量の概計の算出の基礎

(1) 在 庫 量：床面積〇〇㎡×単位面積あたりの収容量〇 t ÷△△ t

(2) 月間出入庫量：在庫量△△ t ×月間回転率〇.〇÷◎◎ t /月

(3) 年間出入庫量：月間出入庫量◎◎ t /月×12 ヶ月=200,000 t /年

<別記の記入例>

※搬入と搬出の車両台数と構内の駐車台数

	搬入台数	搬出台数	計	駐車スペース
○ t 車	○	○	○○	○○
○ t 車	○	○	○○	○○
○ t 車	○	○	○○	○○
○ t 車	○	○	○○	○○
計	○○	○○	○○	○○

搬入と搬出の合計台数は○○台であり、構内の駐車スペースは○○台である（○ t 車は○ t 車の駐車スペースの利用可）。よって、1 日○回転以上の車両の出入りが必要であるが、当事業所は 24 時間操業態勢であるため、充分賄える予定である。

※車両の臨港道路への出入口（歩道の切下げ）について

東側の既設の幅員○mの出入口は通常の歩道に復旧し、新たに幅員○mの出入口を自費工事で施工予定。

西側には既設の出入口はなく、新たに幅員○mの出入口を自費工事で施工予定。

様式第2号 (別紙2)

1 廃棄物の量の概計及びその処理に関する計画

(単位：t/年)

廃棄物の種類	廃棄物の量	廃棄物の処理に関する計画	
		処理場所	処理方法
ダンボール、紙くず	〇〇	(株)〇〇の〇〇リサイ	構内保管庫に一時集積し、リサ
パレット木屑	〇〇	クルセンター	イクル業者（(株)〇〇）、廃棄物
空缶・ビン類	〇		処理業者（〇〇(株)）に委託し、
生ごみ	◎◎	福岡市環境局臨海工場	搬出する。

2 廃棄物の量の算出の基礎

(1) 廃棄物の量の算出基礎

ア、ダンボール・紙くず $〇.〇\text{t/月} \times 12\text{ヶ月} = 〇〇\text{t/年} \cdots \text{①}$

イ、パレット木屑 $〇.〇\text{t/月} \times 12\text{ヶ月} \div 〇〇\text{t/年} \cdots \text{②}$

ウ、空缶・ビン類 $〇.〇\text{kg/月} \times 12\text{ヶ月} = 〇〇〇\text{kg/年} = 〇\text{t/年} \cdots \text{③}$

$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \Delta\Delta\text{ t/年}$

$〇\text{ tトラック (平均積載量} 〇.〇\text{ t)} \times 〇\text{回/週} \times 52\text{ 週} \div \Delta\Delta\text{ t/年}$

エ、生ごみ $〇.〇\text{t/月} \times 12\text{ヶ月} = \text{◎◎}\text{t/年}$

$〇\text{ tトラック (平均積載量} 〇.〇\text{ t)} \times 1\text{ 回/週} \times 52\text{ 週} \div \text{◎◎}\text{ t/年}$

(2) 廃棄物の発生過程

ア、ダンボール・紙くず：梱包の荷解きや梱包作業、事務作業

イ、パレット木屑：パレットの破損

ウ、空缶・ビン類：従業員の飲料及び商品サンプル(空缶・空瓶等)

エ、生ごみ：従業員の飲食物、商品サンプル廃棄、構内作業時の破損物

(※構内保管庫や搬出交通量について補足があれば、記して下さい)

(記入例)

(a) 構内の生ごみ以外の廃棄物の一時保管量は平均 $〇.〇\text{ t}$ であるが、その保管スペースとして

$〇.〇\text{ m}^3$ の一時保管庫（ 1 m^3 あたり $〇\text{ kg}$ 保管）を確保する計画である。

生ごみの一時保管量は平均 $〇.〇\text{ t}$ であるが、その保管スペースとして $〇.〇\text{ m}^3$ の一時保管庫

（ 1 m^3 あたり $〇\text{ kg}$ 保管）を確保する計画である。

(b) 廃棄物を構外に搬出するための交通量は、週 $〇$ 台程度である。

(参考) 港 湾 法 (昭和25年法律第218号)

(臨港地区内における行為の届出等)

第三十八条の二 臨港地区内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者に届け出なければならない。但し、第三十七条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をしようとするとき、又は同条第三項に掲げる者が同項の規定による港湾管理者との協議の調った行為をしようとするときは、この限りでない。

一 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良

二 次号に規定する工場等の敷地内の廃棄物処理施設(もつぱら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。)以外の廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設又は改良

三 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場若しくは事業場の敷地面積が政令で定める面積以上であるもの(以下「工場等」という。)の新設又は増設

四 前三号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を港湾管理者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前項第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、次に掲げる事項

イ 当該施設の位置、種類及び構造

ロ 当該施設の使用の計画

三 前項第三号に掲げる行為にあつては、次に掲げる事項

イ 工場等の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積

ロ 工場等の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

ハ 工場等の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

四 その他国土交通省令で定める事項

3 前項の届出書には、当該届出に係る行為に係る施設の工事設計書その他の国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

4 第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為に関し第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者に届け出なければならない。

5 第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為の実施の間において第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を港湾管理者に届け出なければならない。

6 第三項の規定は、第四項の規定による届出について準用する。

7 港湾管理者は、第一項又は第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が次の各号(第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、第三号及び第四号。次項及び第十項において同じ。)に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し計画の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

一 新設又は増設される工場等の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の輸送に関する計画が当該港湾の港湾施設の能力又は第三条の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画に照らし適切であること。

二 新設又は増設される工場等の事業活動により生ずることとなる廃棄物のうち、当該港湾区域又は臨港地区(当該工場等の敷地を除く。)内において処理されることとなるものの量又は種類が第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画において定めた廃棄物の処理に関する計画に照らし適切であること。

三 第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。

四 その他港湾の利用及び保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。

8 港湾管理者は、第一項又は第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為(第一項第二号及び第四号に掲げる行為を除く。)が前項各号に掲げる基準に適合せず、且つ、その実施により水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の開発に関する港湾計画を著しく変更しなければ港湾の管理運営が困難となると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関する計画を変更すべきことを命ずることができる。

9 第三十七条第三項に掲げる者は、第一項各号に掲げる行為(同項但書に規定する行為を除く。)をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、その旨を港湾管理者に通知しなければならない。その通知した事項を変更しようとするときは、第四項の規定による届出の例により、その旨を港湾管理者に通知しなければならない。

10 港湾管理者は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第七項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その通知を受けた日から六十日以内に限り、その通知をした者に対し、その通知に係る行為に関し計画の変更その他の必要な措置をとることを要請することができる。

港湾法施行令 (昭和26年政令第4号)

(臨港地区内における行為の届出等)

第十五条の二 法第三十八条の二第一項第二号の政令で定める廃棄物処理施設は、工場又は事業場の敷地内の廃棄物処理施設(専ら当該工場又は事業場において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。)以外の廃棄物処理施設であつて、港湾管理者が指定する廃棄物処理施設の種類ごとにその指定する数量以上の数量の廃棄物を処理することができるものとする。

第十五条の三 法第三十八条の二第一項第三号の政令で定める面積は、床面積の合計にあつては二千五百平方メートル、敷地面積にあつては五千平方メートルとする。

第十五条の四 法第三十八条の二第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 爆発物その他の国土交通省令で定める危険物のうち港湾管理者が指定する危険物を取り扱うための施設
- 二 揚水施設(揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることにより揚水施設となるものを含む。)

港湾法施行規則 (昭和26年運輸省令第98号)

(臨港地区内における行為の届出)

第五条 法第三十八条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、第一号様式(同項第三号に掲げる行為をしようとする場合にあつては、第二号様式)による臨港地区内行為届出書を港湾管理者に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第三号に掲げる書類は、当該届出に係る行為に係る施設の種類、規模等により、その必要がないときは、その一部を省略することができる。

一 当該届出に係る行為に係る施設の工事設計書

二 当該届出に係る行為に係る施設の位置及び付近の状況を表示した縮尺一万分の一以上の図面

三 当該届出に係る行為に係る施設の規模、配置及び構造を表示した縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 法第三十八条の二第一項の規定による届出をしようとする者のうち技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者は、前項第一号の書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 当該届出に係る行為に係る施設の諸元及び要求性能

ロ 当該届出に係る行為に係る施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 当該届出に係る行為に係る施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 当該届出に係る行為に係る施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

4 令第十五条の四第二号に掲げる揚水施設を改良しようとする者であつて、揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くしようとするもの以外のものは、法第三十八条の二第一項の規定による届出をすることを要しない。

第六条 令第十五条の四第一号の国土交通省令で定める危険物は、港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第二十九号)第十二条に定める危険物(火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高压ガスを除く。)とする。

第七条 法第三十八条の二第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十八条の二第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、当該行為に係る施設の規模

- 二 当該行為に係る工事の開始及び完了の予定期日
- 三 法第三十八条の二第一項第三号に掲げる行為にあつては、当該工場等に係る事業の開始の予定期日
- 四 法第三十八条の二第一項第四号に掲げる行為にあつては、同条第二項第二号に掲げる事項

第八条 法第三十八条の二第四項の規定による届出をしようとする者は、第三号様式による臨港地区内行為変更届出書を港湾管理者に提出するものとする。

- 2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる書類のうち変更に関する事項を記載したものを添付するものとする。